原子力旅客船安全証書のための設備の記録（様式ＰＮＵＣ）
この記録は、常に原子力旅客船安全証書に添付しなければならない。
1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための
国際条約に係る設備の記録

1　船舶の要目

船名

船舶番号又は信号符字

認められた旅客数

無線設備を操作する資格を有する者についての最低限度の人数

2　救命設備の詳細

1　備えている救命設備　　総計……人分	左舷	右舷
2　救命艇の総数		
2.1　救命艇に収容される人数の総計		
2.2　部分閉囲型の救命艇（第３章第21規則及びＬＳＡコード4.5部）の数		
2.3　全閉囲型の救命艇(第３章第21規則及びＬＳＡコード4.6部)の数		
2.4　その他の救命艇		
2.4.1　数		
2.4.2　型		
３．発動機付救命艇の数（２の救命艇の総数に含まれる。）		
3.1　探照灯を取り付けた救命艇の数		
４　救助艇の数		
4.1　２の救命艇の総数に含まれる救助艇の数		
５　救命いかだ		
5.1　承認された進水装置を必要する救命いかだ		
5.1.1　救命いかだの数		
5.1.2　救命いかだに収容される人数		
5.2　承認された進水装置を必要としない救命いかだ		
5.2.1　救命いかだの数		
5.2.2　救命いかだに収容される人数		
６　救命浮器		
6.1　浮器の数		
6.2　浮器に支えられる人数		
７　救命浮環の数		
８　救命胴衣の数		
９　イマーション・スーツ		
9.1　総数		
9.2　救命胴衣の要件を満たすイマーション・スーツの数		
10　保温具[1]の数		
11　救命設備において使用する無線設備		
11.1　捜索救助位置表示装置の数		
11.1.1　レーダー・捜索救助トランスポンダー（ＳＡＲＴ）		
11.1.2　ＡＩＳ捜索救助用位置指示送信装置(ＡＩＳ－ＳＡＲＴ)		

3　無線設備の詳細

項　　目	実際の措置
１　主な設備	
1.1　ＶＨＦ無線設備	
1.1.1　デジタル選択呼出装置	
1.1.2　デジタル選択呼出聴守装置	
1.1.3　無線電話	
1.2　ＭＦ無線設備	
1.2.1　デジタル選択呼出装置	
1.2.2　デジタル選択呼出聴守装置	
1.2.3　無線電話	
1.3　ＭＦ・ＨＦ無線設備	
1.3.1　デジタル選択呼出装置	
1.3.2　デジタル選択呼出聴守装置	
1.3.3　無線電話	
1.3.4　直接印刷電信	
1.4　インマルサット船舶地球局	
２　警報のための補助手段	
３　海上安全情報の受信設備	
3.1　ナブテックス受信機	
3.2　高度集団呼出受信機	
3.3　ＨＦ直接印刷電信受信機	
４　衛星系非常用位置指示無線標識	
4.1　コスパス・サーサット	
4.2　インマルサット	
５　ＶＨＦ非常用位置指示無線標識	
６　船舶の捜索救助位置表示装置	
6.1　レーダー・捜索救助トランスポンダー（ＳＡＲＴ）	
6.2　ＡＩＳ捜索救助用位置指示送信装置（ＡＩＳ－ＳＡＲＴ）	